

役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフボウリング協会（以下「本協会」という）が、定款第17条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは本協会の理事および監事を指すものとする。

(役員候補者選考委員会)

第3条 役員候補者選考委員会（以下「委員会」という）を構成する委員は、理事会が以下の者から任命する。ただし、最低1名の外部有識者を配置するものとし、外部有識者及び女性委員を配置するよう努めるものとする。

- (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 正会員
 - (4) 外部有識者
 - (5) 前四号のほか、理事会が委員として適任であると評価した者
- 2 委員は3名以上、5名以下で構成するものとし、半数以上を現職の理事（外部理事を含む）が占めてはならない。
- 3 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は外部有識者または外部理事の中から委員の互選により定める。
- 4 委員会は理事会から委員が任命された時点で発足し、次の委員会が組織されるまで存続する。
- 5 辞任等により、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
また再任は妨げない。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 役員候補者の選考検討
- (2) 役員候補者の資格審査
- (3) 役員候補者のとりまとめ
- (4) 役員候補者の理事会への提案
- (5) その他役員候補者選出に必要な事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、必要に応じて適宜開催するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故があるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 5 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。
- 6 委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

(役員候補者の資格審査)

第6条 委員会は、新役員候補者の選考にあたり、本規程第7条に定める資格要件に適するか審査する。また、次の事項を審議し、理事会に推薦する。

- (1) 候補者の選考に係る基本的考え方に関すること
- (2) 候補者の推薦、審査及び選考に関すること
- (3) 役員候補者の選考対象者は、以下の通りとする。
 - ①本協会関係者
 - ②ろう者競技関係者
 - ③パラスポーツ関係者
 - ④企業スポーツ関係者
 - ⑤学識経験者
 - ⑥その他必要と認める者

2 委員会は、理事候補者の選考にあたり、外部理事25%以上及び女性理事40%以上の目標割合も考慮しなければならない。

(役員候補者の資格要件)

第7条 役員候補者の資格要件は以下のとおりとする。

- (1) 役員は、就任時において満75歳未満でなければならない。
- (2) 理事が原則として10年を超えて在任することがないよう、再任は連続10年(5期)までとする。なお、最長期間に達した者については、再び選任されるまでの経過期間は4年間(2期分)とする。ただし、以下のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事の在任期間が10年に達してから最長で2期に限り、理事として選任されることができる。

- ① 当該理事がIFの役員である場合

- ② 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たにまたは継続して代表理事または業務執行理事を務めることが不可欠であるとの評価に基づき、理事として選任された場合
- (3) 全般、法律、会計、財務、福祉、教育、スポーツまたは陸上競技等のいずれかの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (7) 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。

2 次に掲げる者は、役員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- (3) 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (5) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (6) 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

(役員候補者のとりまとめ)

第8条 委員会は、審査結果に基づき理事候補者と監事候補者に分けて役員候補者名簿を作成し、理事会に提出する。

(社員総会の議案)

第9条 理事会は、役員候補者名簿を社員総会に役員選任議案として提出する。

(役員の欠員の補充)

第10条 任期中の辞任等により、役員数が定款第29条に定められた定数を下回ったときは、本規程に準じて速やかに役員候補者を選考し、社員総会の決議を得て補充する。

(規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附 則

1. 本規程は、令和7年10月28日より施行する。